

## 平成28年上尾市教育委員会3月定例会 会議録

- 1 日 時 平成28年3月30日(水曜日)  
開会 午前10時10分  
閉会 午前11時24分
- 2 場 所 上尾市役所 教育委員室
- 3 出席委員 委員長 細野宏道  
委員長職務代理者 甲原裕子  
委員 吉田るみ子  
委員 岡田栄一  
委員 中野住衣  
教育長 岡野栄二
- 4 出席職員 教育総務部長 尾形昭夫  
学校教育部長 西倉剛  
教育総務部 図書館長 菅間茂久  
教育総務部次長 保坂了  
学校教育部次長 長島慎一  
学校教育部次長 兼 学務課長 石塚昌夫  
教育総務部副参事 鈴木利男  
教育総務部副参事 兼 図書館次長 黒木美代子  
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 上野明  
教育総務部 教育総務課長 西嶋秋人  
教育総務部 生涯学習課長 関孝夫  
教育総務部 スポーツ振興課長 平賀健治  
学校教育部 学校保健課長 坂井良昭  
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 吉田満  
書記 教育総務課主幹 関根郁夫  
教育総務課主査 吉野誠  
教育総務課主任 鳥丸美鈴  
教育総務課主任 鈴木加代子
- 5 傍聴人 3人

## 6 日程及び審議結果

### 日程第1 開会の宣告

### 日程第2 2月定例会及び第1回臨時会 会議録の承認

### 日程第3 会議録署名委員の指名

### 日程第4 議案の審議

議案第16号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第17号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第18号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第19号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第20号 上尾市立人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第21号 上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第22号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

### 日程第5 教育長報告

報告1 社会教育指導員及び文化財調査専門員の委嘱について

報告2 上尾市教育相談員、適応指導教室指導員、教育心理専門員、スクールソーシャルワーカー及びさわやか相談室相談員の委嘱について

報告3 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

報告4 上尾市立小・中学校入学式及び平方幼稚園入園式教育委員会祝辞予定者について

報告5 平成28年度埼玉県公立高等学校受検結果について

報告6 平成27年度上尾市立小・中学校卒業（予定者）の進路状況について

報告7 いじめに関する状況調査結果について

報告8 ネットパトロールに関する状況調査結果について

報告9 上尾市図書館複合施設基本設計の概要について

報告10 子どもの読書活動支援センター協力員の委嘱について

報告11 文部科学大臣表彰について

### 日程第6 今後の日程報告

### 日程第7 閉会の宣告

## 7 会議録

### 日程第1 開会の宣告

(委員長) 皆様おはようございます。ただ今から、平成28年上尾市教育委員会3月定例会を開会いたします。本日は、傍聴の申出はありますか。

(教育総務課長) 3人の方から傍聴の申出があります。委員長の許可をお願いします。

(委員長) 傍聴を許可します。ご案内をお願いします。

～ 傍聴人入場 ～

(委員長) それでは、日程にしたがいまして、会議を進めます。

### 日程第2 前回会議録の承認

(委員長) 「日程第2 前回会議録の承認について」でございます。2月定例会及び第1回臨時会会議録につきましては、すでにお配りをして、確認していただいておりますが、何か修正等があればお伺いしたいと存じます。いかがでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) よろしいでしょうか。それでは、2月定例会会議録を甲原委員長職務代理者さんに、第1回臨時会会議録を岡田委員さんにご署名をいただき、会議録といたします。

(委員長職務代理者) はい。

(委員) はい。

### 日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名

(委員長) 続きまして、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、中野委員さんをお願いいたします。

(委員) はい。

### 日程第4 議案の審議

(委員長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」でございます。本日は7件の議案が提出されております。「議案第16号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明をお願いいたします。

(教育長) 議案第16号につきまして、生涯学習課長より説明申し上げます。

～生涯学習課長挙手～

(委員長) 生涯学習課長お願いします。

#### ○議案第16号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について

(生涯学習課長) 議案書の1ページをお開きください。「議案第16号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」でございます。提案理由といたしましては、文化財保護審議会委員の任期が、平成28年3月31日で満了することに伴い、上尾市文化財保護条例第27条の規定に基づき、議案の一覧表にあります皆さんを委嘱したいのでこの案を提出するものです。この審議会は、上尾市の指定文化財の指定および解除等、文化財の保存及び活用に関して、諮問に応じて審議するために設けられるものでございます。委員の任期は2年。今回委嘱したい委員の任期は平成30年3月31日まででございます。なお、委員は文化財に関し専門的知識を有する者のうちから委嘱しており、委嘱しようとする皆さんは、表にある専門分野をお持ちでございます。以上説明とさせていただきます。

(委員長) 議案第16号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第16号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) ご異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 続きまして、「議案第17号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いいたします。

(教育長) 議案第17号につきましては、学校保健課長が説明申し上げます。

～学校保健課長挙手～

(委員長) 学校保健課長お願いします。

#### ○議案第17号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(学校保健課長) 議案書の2ページから6ページをご覧ください。「議案第17号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。この改正は、昨年11月定例会において可決いただきました、被用者年金制

度の一元化により、被用者年金の大部分を占める厚生年金保険制度に公務員等も平成27年10月1日以降から加入して、厚生年金保険制度に統一されたことによる「上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の一部改正に伴い、今回同条例施行規則の一部を改正するものです。はじめに、「提案理由」から申し上げます。6ページになりますが、被用者年金制度の一元化及び行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この案を提案するものです。次に「改正内容」ですが、別冊「議案資料」の1ページをご覧ください。ここに今回の改正内容の要旨をまとめておりましたが、2の「内容」を見ていただくと(1)で本規則の第4号、第5号、第7号及び第10号の様式について、被用者年金制度の一元化に伴い、年金の種類について規定の整備を行うものです。なお、2ページの新旧対照表については、第4号様式のみ掲載させていただきました。続いて1ページに戻り(2)で本規則の第15号様式から第21号様式について、行政不服審査法の改正に伴い、公務災害補償の決定に不服がある場合に審査請求できる期間について、「60日」から「3か月」に改めるものです。次に(3)その他については、「あて先」の「あて」の漢字などが常用漢字に追加されたことなどにより、字句を整理するものです。続いて、「3 施行期日」については、行政不服審査法の改正に伴うものは、平成28年4月1日から、それ以外については、本規則の公布の日とするものです。説明は以上でございます。

(委員長) 議案第17号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第17号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) ご異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 続きまして、「議案第18号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いいたします。

(教育長) 議案第18号につきましては、教育総務課長が説明申し上げます。

～教育総務課長挙手～

(委員長) 教育総務課長お願いします。

#### ○議案第18号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課長) 議案書の7ページをご覧ください。「議案第18号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」です。提案理由です。行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出するものです。利用者負担額に関する条例施行規則の一部を次のように改正いたします。第2号様式教示1及び第3号様式教示1中「30日」を3か月に改めるものです。議案資

料4ページをお願いいたします。下段の新旧対照表をご覧ください。審査請求についての表記のうち、現行では処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内、と規定していたものを、3か月以内とするものです。施行期日は、平成28年4月1日となります。説明につきましては以上です。

(委員長) 議案第18号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第18号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) ご異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 続きまして、「議案第19号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いいたします。

(教育長) 議案第19号につきましては、生涯学習課長が説明申し上げます。

～生涯学習課長挙手～

(委員長) 生涯学習課長お願いします。

#### ○議案第19号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について

(生涯学習課長) 議案書の8ページをお開きください。「議案第19号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。提案理由といたしましては、上尾市立公民館の登録の更新の手續及び体育室個人開放の利用等について、公民館の適正な運営に資するため、所要の改正を行いたいのので、この案を提出するものです。内容について、議案資料でご説明いたしますので、議案資料の6ページをお開きください。まず、4条5項では登録の有効期限について、「2年」としておりましたが、「利用団体登録決定通知書の交付を受けた日から2年」としております。また、公民館では公共施設予約システムを利用しておりますが、今回の改正では4条の2を新設し、登録の更新について定めております。これは公共施設予約システムの利用に関する規則8条の2で定めております登録の更新に準じたものでございます。第5条は、利用許可の特例ということで、集会室兼体育室の個人利用の許可要件の設定でございます。4条2項で定めております登録団体の要件と同様に、5条2項で利用許可の特例である個人利用の要件を、1号では、社会教育法20条、22条、23条の趣旨に反していないこと、2号では、市内に在住・在勤・在学であることを定めたものでございます。その他、改正に伴う若干の文言の整理をさせていただきます。以上説明とさせていただきます。

(委員長) 議案第19号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第19号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) ご異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 続きまして、「議案第20号 上尾市立人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いいたします。

(教育長) 議案第20号につきましては、生涯学習課長が説明申し上げます。

～生涯学習課長挙手～

(委員長) 生涯学習課長お願いします。

#### ○議案第20号 上尾市立人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則の制定について

(生涯学習課長) 議案書の10ページをお開きください。「議案第20号 上尾市立人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。提案理由といたしましては、上尾市立人権教育集会所の適正な運営に資するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものです。改正の主な内容について、議案資料でご説明いたしますので、議案資料の8ページをお開きください。これまで旧4条では使用の許可だけ定めておりましたが、集会所では使用団体の登録を行って運用しておりました。このため新4条では第1項で登録について、第2項で登録できる者の要件、第3項で登録の方法、第4項で登録の変更、第5項で登録の廃止について定めをしております。また、この定めに基づき、登録申請、団体構成員名簿、登録の廃止申出書の書式を定めております。おおよそ、これらにつきましては上尾市公民館管理規則に準拠したものとなっております。(2)の使用の許可では、旧4条の文言整理を行い、これまで定めなかった、使用許可申請書、使用簿、使用許可書の様式を定めております。(3)使用許可の制限についてですが、旧第5条の使用許可の制限のうち、第3号の「専ら私的営利を目的とすると認めるとき」を新第4条第2項第2号で「営利を主たる目的としない団体であること」としたため削除し、新6条では新たに、第1号では新第4条第2項で定める内容に抵触するときを、第2号では公共の福祉を阻害するおそれのあるときを、第3号で管理上支障のあるときを定めております。(4)では遵守事項の設置として、新7条では、管理上必要のある指導の根拠として遵守事項を定めております。(5)使用許可の取り消しですが、第8条で、許可の取り消しについて、第1号で使用許可の条件や遵守事項による指示に違反した場合、第2号で不正な手段で使用許可を受けたとき、第3号で使用制限の内容に該当したとき、第4号でその他管理上特に必要としたときと定めております。これらにつきましても、公民館条例に準拠しております。(6)管理運営について別に定める規定の削除ですが、旧第8条で「集会所の管理運営については、別に定める」という規定がありましたが、第10条の委任の規定の範囲内であるので削除しました。以上でございます。

(委員長) 議案第20号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

(委員) 公民館と同じように、登録してあれば、一般の市民の方も集会所を利用できるのでしょうか。

(生涯学習課長) 人権教育集会所につきましては、利用の目的がございますので、それに合致している団体であれば登録していただき利用することができます。これにつきましては、今までと同様であります。今回の改正は、手続きに関して、今まで定めが不十分であったため所要の改正を行うものでございます。

(委員長) 他に意見はございませんか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第20号 上尾市立人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) ご異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 続きまして、「議案第21号 上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いいたします。

(教育長) 議案第21号につきましては、生涯学習課長が説明申し上げます。

～生涯学習課長挙手～

(委員長) 生涯学習課長お願いします。

#### ○議案第21号 上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(生涯学習課長) 議案書の21ページをお開きください。「議案第21号 上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。提案理由といたしましては、上尾市立学校施設の開放の適正な運営に資するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものです。改正の主な内容について、議案資料でご説明いたしますので、議案資料の13ページをお開きください。

(1) 利用団体登録の要件の整備ですが、第8条第2項で、登録団体の要件を適正な形に改めました。また、これまで第7条で定めていた、「市内に居住し、通勤し、又は通学する者で構成された10人以上の団体で、」の文言を、第8条第2項で3つの号に分けて定めました。1号は人数要件で、基本は10人以上であります。特別教室等の開放については5人以上と改めました。2号は構成員の要件で、おおむね市内在住・在勤・在学者と改めました。3号は団体の事務所これは団体の代表者の住所地で、市内に限定しました。(2) 利用団体構成員名簿の提出ですが、第8条第3項で、利用団体登録申請書に加え、利用団体構成員名簿の提出を定めました。(3) 特別教室等の利用団体登録の有効期間と更新の設定ですが、第8条第5項で、有効期間を2年とし、また、第8条の2で継続して登録する場合の更



新の手続きを定めました。(4) 利用の許可手続きの申請書提出期間の適正化ですが、第10条第2項の提出期限の初日を、「前月の10日から」、現在公共施設予約システムで運用している「2か月前の初日から」に改めました。また、提出期限の最終日を、管理上の理由から利用しようとする日の「前7日まで」を「前10日まで」と改めました。以上でございます。

(委員長) 議案第21号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

(委員長職務代理者) 議案資料の14ページですが、第2条で「学校施設」の定義が記載されておりますが、第7条の「開放施設」の定義はあるのでしょうか。

(生涯学習課長) 第3条になるのですが、開放する学校施設を「開放施設」としております。

(委員長) 私から1点ですが、今回、人権教育集会場や学校施設に関する規則の改正を行っていますが、他に規則改正が必要な生涯学習課で所管している施設はございますか。

(生涯学習課長) 今回の改正は、手続きに関して、今まで定めが不十分であった規則の改正を行うものでございまして、生涯学習課所管施設としましては、今回が最後となります。

(委員長) 他に意見はございませんか。

~委員全員から「なし」の声~

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第21号 上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(委員長) ご異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) つきまして、「議案第22号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いいたします。

(教育長) 議案第22号につきましては、教育総務課長が説明申し上げます。

~教育総務課長挙手~

(委員長) 教育総務課長お願いします。

#### ○議案第22号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

(教育総務課長) 恐れ入ります。議案書30ページをお願いいたします。「議案第22号 上尾市教育

委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の専決事項に関する規定を整備するほか、所要の改正をする必要があるため、この案を提出するものです。本日、お配りしました追加資料をお願いいたします。上段の市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則抜粋をごらんください。現行の教育長の法的立場としては、教育委員会の補助機関であり一般職であるため、市長の権限に属する事務のうち、寄付の受け入れを決定することについて、補助執行しておりました。新制度下における教育長は執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、その職自体が教育委員会の構成員となることから、市長の権限に属する事務の一部を補助執行させることができないこととなるため、寄付の受入れの決定についての教育長の専決規定を削除するものです。追加資料2ページ、上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程新旧対象表をご覧ください。左が現行、右が改正後となっておりますが、3ページをお開きいただきまして、12の項として規程を改正するにあたり、行政不服審査法に基づく不服申し立て事項を新設し、議案にあるとおり、12の項を13の項、13の項を14の項、14の項を15の項、とそれぞれ条ずれを表現したものとなります。なお、この改正により、寄付の受入れの決定については、50万円未満が部長専決、50万円以上100万円未満が、副市長専決、100万円以上が市長専決となります。説明につきましては以上です。

(委員長) 議案第22号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第22号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) ご異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

## 日程第5 教育長報告

(委員長) 続きまして、「日程第5 教育長報告」でございます。教育長、よろしく申し上げます。

(教育長) 本日は、9件の報告を通知させていただいておりますが、2件追加となりまして11件の報告がございます。よろしく申し上げます。

～教育総務部長挙手～

(委員長) 教育総務部長申し上げます。

(教育総務部長) 教育長報告の資料のご準備をお願いいたします。「報告1 社会教育指導員及び文化財調査専門員の委嘱について」を生涯学習課長より報告いたします。

～生涯学習課長挙手～

(委員長) 生涯学習課長お願いします。

#### ○報告1 社会教育指導員及び文化財調査専門員の委嘱について

(生涯学習課長) 教育長報告の1ページをお開きください。「報告1 社会教育指導員及び文化財調査専門員の委嘱について」でございます。社会教育指導員、文化財調査専門員の任期が平成28年3月31日で満了することに伴い、上尾市社会教育指導員設置規則第5条及び文化財調査専門員設置規則第5条の規定により委嘱するものです。なお委嘱する者は、2, 3ページのとおりです。なお、上尾公民館については、年度途中で休館となるため、委嘱しておりません。休館中は臨時職員の配置等で対応する予定です。以上でございます。

～学校教育部長挙手～

(委員長) 学校教育部長お願いします。

(学校教育部長) 教育長報告4ページからになります。「報告2 上尾市教育相談員、適応指導教室指導員、教育心理専門員、スクールソーシャルワーカー及びさわやか相談室相談員の委嘱について」を教育センター所長より、「報告3 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」を学校保健課長より、「報告4 上尾市立小・中学校入学式及び平方幼稚園入園式教育委員会祝辞予定者について」を学務課長より、「報告5 平成28年度埼玉県公立高等学校受検結果について」から、「報告8 ネットパトロールに関する状況調査結果について」を指導課長より報告いたします。

～教育センター所長挙手～

(委員長) 教育センター所長お願いします。

#### ○報告2 上尾市教育相談員、適応指導教室指導員、教育心理専門員、スクールソーシャルワーカー及びさわやか相談室相談員の委嘱について

(教育センター所長) 4ページ「報告2 上尾市教育相談員、適応指導教室指導員、教育心理専門員、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員の委嘱について」でございます。任期が平成28年3月31日で満了することに伴い、上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則、上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則、上尾市さわやか相談員設置規則の規定により、5ページ、6ページの一覧表のとおり委嘱いたしますので、ご報告いたします。

～学校保健課長挙手～

(委員長) 学校保健課長お願いします。

#### ○報告3 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

(学校保健課長) 別紙「教育長報告」7ページをお願いします。「報告3 学校医、学校歯科医、学校

薬剤師の委嘱について」です。本報告は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が、平成28年3月31日で満了することに伴い、学校保健安全法の規定に基づき、委嘱をするものです。委嘱させていただく医師、歯科医師、薬剤師の方々については、8ページに「平成28年度 学校医等一覧表」を掲載したので、それぞれの名簿をご覧頂きたいと思っております。なお、これまで協力いただいた、原市南小学校医：内科担当医の清水先生、原市中学校医：内科担当医の松平先生、西小学校歯科医の梁瀬 喜久弥先生、東中学校薬剤師の村橋先生が退任されました。そして新たに、原市南小学校医：内科担当医に上尾キッズクリニックの竹下先生、瓦葺小及び原市中学校医：眼科担当医にこしの眼科クリニックの越野先生、南中及び大谷中学校医：眼科担当医におおたけ眼科の荘司先生、上尾小学校歯科医におにくぼ矯正歯科の鬼久保先生、西小学校歯科医にヤナセ矯正歯科上尾医院の梁瀬和弥先生、東中学校薬剤師にかしわざ中央薬局の秋山先生を委嘱させていただく予定です。なお、任期は、平成28年4月1日から平成29年3月31日迄となります。報告は以上でございます。

～学務課長挙手～

(委員長) 学務課長お願いします。

#### ○報告4 上尾市立小・中学校入学式及び平方幼稚園入園式教育委員会祝辞予定者について

(学務課長)「報告4 上尾市立小・中学校入学式及び平方幼稚園入園式教育委員会祝辞予定者について」、教育長報告の9ページをご覧ください。小・中学校の入学式は、共に4月8日に行われます。小学校は午前、中学校は午後に行いますが、各学校により若干開始時刻が異なり、10ページのとおりでございます。また、平方幼稚園は、4月12日となっております。教育委員会祝辞をお願いする方々は、本日現在におきましては、10ページの一覧にあるとおり予定しております。人事異動がございますが、今日現在の職名での表示となっております。当日の祝辞文につきましては、11ページから13ページに添付のとおりでございます。整えまして、4月初めに配布させていただく予定でございます。開始時刻20分前迄までに、各学校に到着くださるようお願いいたします。報告は、以上でございます。

～指導課長挙手～

(委員長) 指導課長お願いします。

#### ○報告5 平成28年度埼玉県公立高等学校受検結果について

(指導課長)「報告5 平成28年度埼玉県公立高等学校受検結果について」でございますが、15ページをご覧ください。中学校3年生在籍生徒数2,106名のうち公立高等学校を受検した生徒は、79.3%の1,670名が公立高校を受検いたしました。受検結果でございますが、合格率80.4%、1,343名が合格しました。以上になります。

#### ○報告6 平成27年度上尾市立小・中学校卒業(予定者)の進路状況について

(指導課長) 続きまして、16ページ「報告6 平成27年度上尾市立小・中学校卒業(予定者)の進路状況について」報告いたします。17、18、19ページとなります。はじめに、17ページ小学校卒業者の2月末日現在の進路状況です。小学校卒業児童数2,043名のうち95.8%の1,957名が、公立中学校へ進学しており、昨年よりわずかに増加しております。18ページにありますとおり、上尾市立中学校への進学率は、全卒業児童の93.78%となっております。これも、昨年度より僅か

に増加しております。次に、19ページをご覧ください。中学校卒業生の進路状況でございます。3月15日現在の卒業生徒数でございますが、2,106名となっております。(1)から(5)までの公立・私立高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校への進学生徒数は2,065名、全卒業生の98.1%にあたり、昨年とほぼ同数となっております。「進学や就職を希望している」が3月15日現在、未定の生徒や海外の学校へ進学する生徒、家事手伝い等は、「その他」としてまとめております。

#### ○報告7 いじめに関する状況調査結果について

(指導課長) 続いて20ページ「報告7 2月のいじめに関する状況調査結果について」でございます。小学校では、2月の認知件数はございませんでした。同じく中学校でも、2月の認知件数はございませんでした。以上でございます。

#### ○報告8 ネットパトロールに関する状況調査結果について

(指導課長) 次に22ページ「報告8 ネットパトロールに関する状況調査結果について」報告いたします。23ページをご覧ください。2月までの調査結果ですが、学校非公式サイトは1月から2月にかけて、1件が閉鎖し、新たに1件の発見件数があり36件となっております。個人サイトは、1月から2件が削除され、新規の発見24件で、現在370件となっております。状況ですが、リスクレベルが高く、緊急性のあるものはございませんでした。以上でございます。

～教育総務部長挙手～

(委員長) 教育総務部長お願いします。

(教育総務部長) 続きまして、「報告9 上尾市図書館複合施設基本設計の概要について」を教育総務部副参事より、本日追加させていただきました「報告10 子どもの読書活動支援センター協力員の委嘱について」及び「報告11 文部科学大臣表彰について」を図書館次長より報告いたします。

～教育総務部副参事挙手～

(委員長) 教育総務部副参事お願いします。

#### ○報告9 上尾市図書館複合施設基本設計の概要について

(教育総務部副参事) 「報告9 上尾市図書館複合施設基本設計の概要について」説明いたします。お手元の資料は、現在進めております基本設計の内容で、全て決定したものではなく、途中のものでございますが、検討している内容を報告させていただきます。なお、この図面は、この3月議会にて説明を求められ、議会に提出の上説明したものです。図面左上の「建物概要(案)」をご覧ください。用途は図書館、青少年センター、共用施設です。この「共用施設」というのは、図書館や青少年センター機能を補完するものとして、これまで現図書館本館に不足し、十分できなかった各種事業を行う場としての会議室や研修室をはじめ、学習室やキッズコーナー、さらには、ギャラリー、郷土資料の展示などを含む多様な社会教育を行う部分と位置付けております。続いて、本体の建物の建築面積は約2,600㎡、同じく延べ床面積は約4,900㎡、構造は鉄骨造、階数は地上2階建でございます。次に、外観と内観についてですが、外観は、建物の角部分に丸みをつけ、柔らかな印象を与え、緑豊かな周辺環境と景

観になじむものとし、内観は、市民ホール部分の吹き抜けや中央部の中庭などで、空間に広がりを感じさせるよう考えています。次に、図面左下の「平面ゾーニング図」をご覧ください。この中の左側のイメージ図ですが、西側と北側の道路沿いには、敷地内歩道が設けられ、交通安全に配慮するほか、施設出入口までの通路は道路から段差などないバリアフリーの設計を考えています。また、駐車場を約90台、駐輪場・バイク置き場を200台程度検討しています。なお、現在、駐車場台数が少し減りますが、利用者の安全や利便性を考え、市内循環バスぐるっとくんの停留所をこの駐車場内に設けることも検討しております。次に、1階部分の説明ですが、1階は、「気軽に立ち寄りやすい市民ホールから連続する1階図書館」をコンセプトに、黄色の共用施設部分ですが、図面左側の円形の市民ホールを駐車場側からの出入口の正面に配置し、気軽に立ち寄りやすく、この中に設置する予定のカフェは、「図書館で本を借りる」「各種イベントに参加する」「青少年育成活動で集まる」等々の目的の前後に、仲間と情報交換をしたり、又は、一人でほっと一息つける場として利用できる場を提供できるよう検討しています。また、左下にあるギャラリーは市の事業を行う場として、様々な企画展示を検討しています。次に、薄い水色の図書館部分ですが、図書資料や閲覧席の充実を目指します。確定した数字ではございませんが、蔵書数は現図書館本館の約32万冊を43万冊に、また、開架冊数は現図書館本館の約12万冊を約18万冊に増やし、また、テーブル席は90席程度を検討しています。新図書館では、25万冊収蔵可能な自動式書庫の採用を考えております。これは、専用の閉架書庫から図書館資料を自動で出納するシステムのことです。現在は、図書館本館の地下に閉架された本を所蔵していますが、カウンターで注文された本を職員が地下まで取りに行っていたので、貸し出すまで10分程度時間がかかっています。新図書館では、自動式書庫を採用することで、複数冊ある場合は、最初の取り出しに約2分、その後は約30秒間隔で連続して取り出しが可能となり、貸出し時間が短縮されます。なお、図書館部分の左側に記載されています「管理ゾーン」の中には、カウンター、予約本コーナー、事務室、スタッフカウンター室、図書整理室などを検討しています。また、屋外にはテラスを設け、天気の良い日はこのテラスで読書を楽しめるよう検討しています。次に、同じ「平面ゾーニング図」の右側の2階ゾーニングイメージ図をご覧ください。2階は、「図書館との複合化により相互サービスを高める施設づくりを」をコンセプトに、まず、紫色の青少年センター部分は、団体活動室、事務室、相談室、面談室などを検討しています。次に、黄色の共用施設部分ですが、図書館と青少年センター機能のサービスを高めることを基本に検討しております。図面に記載されております、会議室は可動間仕切りで2室にでき、会議やシアター事業などができます。研修室も可動間仕切りで2室にでき、絵本で学ぶ親子教室事業、健康・育児・住まい・旅・歳時記など暮らしに役立つ企画展、大人と子どものおはなし会などを検討しています。学習室は、持ち込み資料による調査、研究ができる50席程度の学習専用の部屋です。キッズルームは、子ども達の遊び場として利用できます。郷土資料コーナーは、「ここに来れば上尾がわかる」とし、上尾の文化、生活、イベントなど多くの情報、固有の地域資源に触れ、上尾の良さを知ってもらえるよう、書籍のほか映像なども検討しています。ラウンジは、市民が自由にくつろいだり、交流の場として利用していただけるようテーブルや椅子を用意します。その他諸室は管理用スペースで、2階全体を見渡せる位置としています。なお、エレベーターの位置については、図面表記はしていませんが、駐車場からの出入口附近に設ける予定です。次に右側のイメージパスについて説明いたします。上段のイメージパスですが、カフェを配置した市民ホールには、テーブルとイスを配置するほか、2階への解放感のある階段を設置します。今後情報発信や様々なイベントの場としても活用が考えられます。また、中段のイメージパスは2階の吹き抜け部分を研修室側のラウンジ部分の高い位置から見たものです。丸い形状の吹き抜けに面しては読書やインターネットに接続してパソコンの利用ができるよう検討しています。最後に、下段のイメージパスは図書館の児童開架・閲覧スペースをイメージしたものです。図の右上がテラス部分をイメージしています。新図書館複合施設は、乳幼児から高齢者まで幅広い利用者

の知識や情報の拠点とし、また、学習活動や青少年の健全な育成を図るための活動などを通し、交流・連携・ふれあいを深め、新たな活力の創造の拠点を目指してまいります。なお、本日説明しました設計概要は、本日午後よりホームページに掲載させていただきます。以上、説明とさせていただきます。

～図書館次長挙手～

(委員長) 図書館次長をお願いします。

#### ○報告 10 子どもの読書活動支援センター協力員の委嘱について

(図書館次長) 「報告 10 子どもの読書活動支援センター協力員の委嘱について」報告いたします。子どもの読書活動支援センター協力員の任期が平成 28 年 3 月 31 日で満了することに伴い、上尾市子どもの読書活動支援センター協力員設置規則第 5 条の規定により、下記の者を委嘱いたしますので、報告いたします。任期は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとなります。報告は以上です。

#### ○報告 11 文部科学大臣表彰について

(図書館次長) 続きまして、「報告 11 文部科学大臣表彰について」報告いたします。4 月 23 日のこどもの読書の日を記念し、国民の間に広く子どもの読書活動を行っている学校、図書館、団体、個人に対する文部科学大臣表彰を、上尾市図書館が対象になりました。表彰式は平成 28 年 4 月 23 日です。報告は以上です。

(教育長) 報告は以上でございます。よろしくをお願いします。

(委員長) ありがとうございます。報告につきまして、何か質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

(委員) 学校の耳鼻科医についてですが、ひとりの医師が複数校を担当していますが、各学校に検診に行っているのではなく、問診票を診て確認しているのですか。

(学校保健課長) 耳鼻科医につきましては、5 人の医師しかおりませんで、問診票を診て確認し、その結果によって学校から保護者に通知し、直接、病院に行つて診察してもらう流れになっております。通知書には医師の記入欄がございまして、受診しましたら、その結果を学校に報告していただくかたちになります。

(委員) 耳鼻科医は他の学校医と報酬は同じですか。

(学校保健課長) 同額となっております。

(教育長) 耳鼻科医が少ないことにつきましては、ここ数年指摘されておりました、医師会と相談してきた経緯がございます。そのことについて、長島学校教育部次長より説明いたします。

(学校教育部次長) 全国的に耳鼻科医を含めた専門医が少ない状況でございます。自治体によっては、

児童生徒の健康診断を行っていない自治体もあります。しかし、上尾市といたしましては、子供たちのために続けていくこととし、耳鼻科医の先生方に意見を伺いました。開業医の方は時間的に厳しい中、ひとりで何校も担当することとなりますので、まず、問診票を使って各家庭で確認していただき、それを耳鼻科医の先生が確認し、その結果、必要な場合は受診をしていただくとなっております。位置付けとしましては、学校に伺い、直接検診をするとの定めはございませんのでそのような対応となっている状況です。

(委員) 2点ございまして、まず1点目です。5, 6ページの相談員や専門員の方たちですが、継続ということで長くやっている方がおります。年数など決まりはあるのですか。

(指導課長) 教育センターにいる上尾市教育相談員、適応指導教室指導員、教育心理専門員につきましては、概ね3年と考えております。また、さわやか相談室相談員につきましては、65歳位までとし、継続性も大切であります。長期にならないようにと考えております。

(委員) もう1点ですが、18, 19ページになります。小学校6年生の進路として、特別支援学校へ行く児童は少ないですが、中学校卒業生が特別支援学校に進む生徒は多くなっております。これについては、中学校に設置されている特別支援学級が適切な教育の場となり、その様な結果になっているのでしょうか。

(指導課長) 中学校で特別支援学級に在籍していた生徒の中には、通常の高等学校に行っている生徒もいますが、特別支援学校を選んで行く生徒がいます。また、小学校で特別支援学級に在籍していた児童は、上尾市立中学校に進学し、通常学級若しくは特別支援学級に通う児童が多くなっております。

(学校教育部長) 進路の形態として多いのが、小学校の特別支援学級から中学校の特別支援学級に進学し、特別支援学校の高等部を受験し進学するケースです。

(委員) 新しい図書館ですが、モニュメントの様なものを建設する予定はありますか。

(教育総務部副参事) 現在は基本設計を進めている段階ですので検討に至っておりませんが、今後、検討させていただきます。

(委員長) では、私から質問と意見を述べさせていただきます。まず、17ページの小学校卒業予定者の進路状況ですが、大谷小学校は私立中学校への進学者が10名と、他の小学校と比べて多くなっております。何か要因があるのでしょうか。

(指導課長) この件につきましては大谷小学校長に確認したのですが、特に要因がある訳ではございませんでした。

(委員長) 参考までに昨年は何名でしたか。

(指導課長) 4名です。



(委員長) 次に図書館についてです。イメージパースを見させていただきましたが、開架スペースのイメージパースで、書架の高さが、描いてある人の背の高さと同じ位になっています。教育委員として他市の図書館を視察した際、それ位の高さがちょうどよいと感じておりましたので、大変いいなと思いました。実際にこれ位の高さになるのでしょうか。

(教育総務部副参事) 書架の高さにつきましては現在検討しているところでございます。イメージパースを見ますと、棚が3段になっておりますが、計画している開架冊数を確保するためには、4段程度必要になる可能性があります。しかし、書架の高さにつきましては、なるべく高くないように、また、児童の書架スペースについては、児童が本を取って見られるような高さにしたいと考えております。

(委員長) 図書館の数値の中に「冊数」というのをよく目にします。スペースとは、XとYとZの概念がございまして、Z、すなわち空間が多いと人間はリラックスすることができます。一見無駄なスペースと感ずるかもしれませんが、いくつかの図書館を視察して何かが違うと考えてみると、書架の高さの違いをととも感じましたので、冊数を増やすとなると3段より4段の方がよい訳ですが、是非、ご検討いただきたいと思っております。もう1点ですが、本日、建物の図面をいただいた訳ですが、私はとても楽しみにしておりました。先日、議会を傍聴に行った際に初めて図面を見ましたが、できれば、もう少し早くいただければと思っておりました。現在、基本設計を行っているとのことですが、設計図面も今後変わってくるかと思っておりますので、できるだけ早く情報提供していただきたいと思っております。

(委員) 先程、いじめに関する報告がございましたが、今年の1月、2月、3月と新たないじめがないとのことでした。教育委員会をはじめ、学校関係の方々も努力された結果であると感じております。年度末の3月でありますのでお礼をさせていただきたいと思っております。いろいろとありがとうございました。

---

## **日程第6 今後の日程報告**

(委員長) それでは、続きまして、今後の日程報告をお願いします。

(教育総務課長) 4月のご案内をさせていただきます。今週末になりますが、4月1日に上尾小学校にて小・中学校新採用・転入職員等着任式がございます。また、報告にもありましたが、4月8日に小学校、中学校の入学式がございます。4月22日、教育委員会4月定例会を午後3時より、教育委員室にて予定しております。同日16時半より総合教育会議もございますのでよろしくお願いいたします。以上です。

(委員長) ありがとうございました。そのほか、委員の皆様から、意見、ご要望がありましたら、願いたいいたします。

~委員全員から「なし」の声~

---

## **日程第7 閉会の宣告**

(委員長) 以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、上尾市教育委員会 3 月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

平成 年 月 日 署名委員